障 障 発 1207 第 1 号
平 成 27 年 12 月 7 日

（最終改正
障 障 発 0205 第 1 号
平 成 28 年 2 月 5 日）

都　道　府　県
各　指　定　都　市　民生主管部（局）長　殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

平成27年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費・給付費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

第１　障害児施設措置費関係の改正内容について

（１）事務費関係

	（平成 26 年度）		（平成 27 年度）
①職員管理費			
常勤・非常勤職員	6,190 円	→	6,196 円
②社会保険料事業主負担金	20.153%	→	20.471%
③地域手当率	4.38%	→	4.90%
④旅費			
県内旅費	3,430 円	→	3,470 円
⑤期末勤勉手当	4.10 月	→	4.20 月

⑥特殊業務手当基準額

福祉職２級	9,200円	→	9,300円

⑦意思初任給調整手当

１種	412,200円	→	413,300円
２種	366,700円	→	367,600円
３種	307,000円	→	307,800円
４種	249,800円	→	250,400円
５種	183,700円	→	184,100円

（２）事業費関係

①一般生活費

48,690円	→	49,030円

②重度障害児支援加算費

ア　知的障害児

25%加算分	47,390円	→	48,120円
30%加算分	56,870円	→	57,760円

イ　自閉症児

25%加算分	47,390円	→	48,120円
30%加算分	56,870円	→	57,760円

ウ　盲児

25%加算分	45,530円	→	46,110円
30%加算分	54,650円	→	55,320円

エ　ろうあ児

25%加算分	41,250円	→	41,730円
30%加算分	49,490円	→	50,060円

オ　肢体不自由児

56,870円	→	57,760円

カ　行動障害児加算費【新設】

3,340円（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く）

③強度行動障害児特別支援加算費

225,660円	→	229,570円

④重度重複障害児加算費

	32,100円	→	32,700円

⑤期末一時扶助費

	5,210円	→	5,240円

⑥児童用採暖費

５級地	7,000円	→	7,050円
４級地	5,360円	→	5,400円
３級地	3,470円	→	3,490円
２級地	2,580円	→	2,600円
その他の地域	1,290円	→	1,300円

第３　その他

○　平成27年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律附則別表の改正に伴い、「地域区分」を８区分（「１級地」～「その他」）から16区分（「18.5/100」～「その他」）に改める。

○　心理指導担当職員配置加算分月額保護単価を別表２（３）及び（５）に加える。

○　補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分制限について、その対象となる財産として、従来は慣例的に適用していた「ソフトウェア」を平成27年度の処分制限の告示に明記したことから、処分制限となる対象に「その他の財産」を加える。

○　補助事業に係る証拠書類等の保存期間は、従来、事業金の額の確定の日から５年間と定められているところであるが、財産処分手続きに際し、証拠書類等の処分により、内容の審査に困難を伴う事例が発生したことから、処分の制限対象となる財産を取得する等の事業にあたっては、財産処分の日まで書類を保管するよう明記する。

○　障害児施設措置費の事務費の保護単価に含まれる管理費、職員の本俸及び職員配置基準等は、別紙のとおりであるので、参考とされたい。

参考　別紙１　平成27年度　管理費単価表
　　　別紙２　平成27年度　障害児入所施設職員の本俸基準額表
　　　別紙３　平成27年度　障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
　　　別紙４　障害児入所施設職員配置基準
　　　別紙５　平成27年度　保護単価（１人当たり）表